○建築基準法により公開による意見の聴取を行う件 ○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 島

変更した事項

目 次

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があっ た件

○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があっ

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所

○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所 有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件二件

公 在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件二件

示

福島県告示第七百八十七号

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年十 業政策課に備え置いて縦覧に供する。 課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産 月十日から平成二十八年三月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規

大規模小売店舗の名称及び所在地

-成二十七年十一月十日

ヨークタウン大槻 福島県郡山市大槻町字土瓜三十七番地

福島県知事 内 堀 雅 雄

ほ

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

曟

一 元 元

窑 会

至 至

大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事

内 堀 雅 雄

ヨークベニマル郡山横塚店 福島県郡山市横塚二丁目二百番地 ほ

1 変更しようとする事項

駐車場の収容台数 (変更前) 四百一台

(変更後) 三百十七台

2 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) (数 十か所

(変更後) 数 八か所 位置 別紙図面のとおり

位置 別紙図面のとおり

平成二十八年六月二十八日

変更しようとする年月日

 \equiv

四 平成二十七年十月二十七日 届出年月日

ては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

(変更前) 株式会社マツモトキョシ 代表取締役 松本 南海雄

千葉県松戸市新松戸東九番地

株式会社エムケイ東日本販売

(変更後)

代表取締役 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目六番四号 岡野

三 変更した年月日 平成二十三年四月一日

平成二十七年十月十九日 届出年月日

四

届出をした者 中道リース株式会社

Ŧi.

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百八十八号

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年十 業政策課に備え置いて縦覧に供する。 課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産 月十日から平成二十八年三月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、

平成二十七年十一月十日

島

Б.

届出をした者

1 通知の内容の要旨 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ

佐藤助之

松野音治郎

半沢文弥

2

第七百三十号)によること。

の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(平成二十七年福島県告示

当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ

当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ

当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

株式会社ヨークベニマル

「別紙図面」は、省略し、 その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。) (商業まちづくり課)

福島県告示第七百八十九

規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨 三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手 方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 次のとおりである。

平成二十七年十一月十日

所在の不分明な者の氏名 福島県知事 内 堀 雅 雄

造 丹野忠治 鈴木キワ 鈴木与三郎 鈴木九郎 鈴木佐市 鈴木作重郎熊吉 小泉甚平 若松平造 若松音弥 草野信吉 草野喜惣治 丹野八弥 鈴木子之吉 鈴木常次郎 鈴木栄吉 鈴木百松 鈴木角治 鈴木音吉 鈴木健 丹野彦 鈴木駒

塩野金松 遠藤仁介 遠藤伝造 遠藤信吉 遠藤半治 遠藤熊吉

遠藤繁松

小泉

通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林 第七百三十三号)によること。 の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(平成二十七年福島県告示

当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ

森林保全課

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ

福島県告示第七百九十号

次のとおりである。 規定により当該通知の内容を桑折町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の 三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成二十七年十一月十日

所在の不分明な者の氏名

福島県知事

内 堀 雅 雄

福島県告示第七百九十一号

定により当該通知の内容を会津若松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規 三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 次のとおりである。

平成二十七年十一月十日

福島県知事

内

堀

雅

雄

所在の不分明な者の氏名

通知の内容の要旨

2 の指定施業要件を変更する件(平成二十七年農林水産省告示第二千百四十五号)に 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

(森林保全課)

よること。

福島県告示第七百九十二号

定により当該通知の内容を塙町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規 三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方 のとおりである。 定により当該通知の内容を塙町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成二十七年十一月十日

福島県知事 内 堀

雅 雄

金澤由宏 菊池六郎 佐藤所在の不分明な者の氏名 佐藤八十吉 鈴木アヱ 鈴木角四郎 鈴木セイ 鈴木大亮

理事 役 別

忠雄

佐 氏 伯 名

南相馬市小高区上根沢字糟内一一五番地住所

退任した役員

土地改良区の名称 請戸川土地改良区

2 1 の指定施業要件を変更する件(平成二十七年農林水産省告示第二千百四十四号)に・当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林 通知の内容の要旨 鈴木ヨツ 村田利 よること。 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。 村田利文 鈴木定之介

公

(森林保全課

とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。 公告第二百六十四号 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 平成二十七年十一月十日 次

福島県知事

内 堀 雅

雄

(農村計画課

次の

公告第二百六十五号

とおり公開による意見の聴取を行う。 建築基準法 (昭和二十五年法律第) 平成二十七年十一月十日 言 号 第四十八条第十四項の規定により、

福島県知事 内 堀 雅 雄

意見の聴取の場所 意見聴取の内容 伊達市霊山総合支所 (伊達市霊山町掛田字段居四十五番地)

平成二十七年十一月十

七日

午後六時三十分

意見の聴取の日時

ある伊達市霊山町下小国字畑尻五十七番地の三において原動機を使用する工場を新築伊達市霊山町下小国字畑尻五十九番地森藤オート代表森藤健一が第二種住居地域で

することについて

(建築指導課

リサイクル適性®

再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,500円】 発行者 印刷所 島 긺 株式会社 第 印